

独占禁止懇話会第227回会合議事録

1. 日時 令和6年6月7日（金）10：00～11：31

2. 場所 対面とオンラインの併用開催

3. 出席者

【会員】柳川会長、有田会員、今井会員、及川会員、大野会員、川濱会員、
河野会員、竹川会員、武田（邦）会員、武田（史）会員、田中会員、
土田会員、宮崎会員、山下会員、由布会員

【公正取引委員会】古谷委員長、青木委員、泉水委員、三村委員、吉田委員

【公正取引委員会事務局】

藤本事務総長、藤井官房総括審議官、品川官房政策立案総括審議官、
田中官房審議官（国際担当）、塚田官房審議官（企業結合担当）、
向井官房審議官（取引適正化担当）、南官房総務課長、
岩成経済取引局長、深町経済取引局総務課長、
稲葉デジタル市場企画調査室長、片桐取引部長、亀井企業取引課長、
大泉優越的地位濫用未然防止対策調査室長、藤谷下請取引調査室長、
武田フリーランス取引適正化室長、大胡審査局長、堀内管理企画課長

4. 議題
- スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案
 - 令和5年度における下請法の運用状況及び中小事業者等の取引公正化に向けた取組
（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行に向けた準備状況を含む）
 - 令和5年度における独占禁止法違反事件の処理状況

○岩成経済取引局長 それでは、定刻となりましたので、第227回独占禁止懇話会を開会いたします。

本日の議題に入る前に、事務局から1点御紹介事項がございます。いわゆるグリーンガイドライン、グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動

に関する独占禁止法上の考え方の改定について御報告をいたします。

いわゆるグリーンガイドラインと呼んでいるものですが、昨年の3月にまず公表いたしました。そのガイドラインの公表後に具体的な相談事例でありますとか事業者等との意見交換の結果も踏まえて、独占禁止法上の考え方を更に明確化するために改定案というのを策定して、今年の2月15日に公表いたしました。この改定案については、この懇談会、今年の3月8日の前回の懇談会におきまして担当から会員の皆様はその内容を説明いたしましたけれども、その後、パブリックコメントを実施しまして、その結果を踏まえて、今年の4月24日に一部修正の上、改定成案の公表に至っております。パブリックコメントにおきましては、迅速な改定でありますとか共存の取組等に関する考え方の更なる明確化を歓迎する御意見も頂いたところであります。公正取引委員会といたしましては、今後もグリーンガイドラインの普及啓発に努めてまいりますとともに、前回懇談会において会員の皆様から頂いた御意見も踏まえつつ、ガイドラインの見直しを継続してまいりたいと考えております。

今回のグリーンガイドラインの改定につきましては、会員の皆様を始め関係する皆様方から格別の御教示、御協力を頂いたところでございます。改めてこの場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、ここから懇談会の本論ということで、ここからの議事進行につきましては柳川会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○柳川会長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。是非活発な意見交換のほどよろしくお願いいたします。

最初の議題は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案です。

稲葉デジタル市場企画調査室長から御説明をお願いいたします。

○稲葉デジタル市場企画調査室長 デジタル市場企画調査室長の稲葉と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、今御紹介のありましたスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案について説明を

させていただきます。

この法案の検討状況については、昨年10月の独占禁止懇話会でも御報告をさせていただいて、その際にも少し御紹介させていただきましたが、ちょっと資料が前後して恐縮ですが、資料7ページを御覧いただければと思います。

この問題は政府の方では、デジタル市場競争会議という官房長官が議長をされている会議において、2年間にわたってどういった問題があるのか、また、それにどういう対応をしていく必要があるかということで丁寧な議論が行われてきておりまして、その間、中間報告、それから、最終報告についてもパブリックコメントを募集するなどして検討を進めてきていたという経緯があります。

昨年6月に最終報告が出た後、政府の閣議決定の中でも資料の上の方を御覧いただければと思いますが、欧州・米国など諸外国の状況を見極めつつ、デジタル市場における公正・公平な競争環境の確保のために必要な法制度について検討するということが政府の方針として決定されていたところでして、この中にもありますように欧州・米国の諸外国の状況ということで、資料1ページに戻っていただきますと下の方にありますが、その後、今年3月にEUの方ではいわゆる事前規制が導入されたデジタル市場法、これが本格的な運用が開始され、また、ちょっと資料が少しアップデートできていないのですが、イギリスの方でもつい先日、5月の末に同じく事前規制を導入する新しい法案が議会で成立したという状況にあります。

こうした中で、我々もこのようなアメリカも含めて諸外国の状況をしっかり見極めながらこの法案の検討を進めてまいりまして、4月26日にこちらの法案を閣議決定して国会に提出しております。今正に国会審議中でありまして、先日、衆議院の方では全会一致で可決をさせていただいて、現在、参議院の方で審議中という状況になっております。

この法案の概要であります。まず意義というところにも書いておりますけれども、これはよく言われている話であります。デジタル分野は我が国にとっても経済成長のエンジンとなっている中で、特に重要な社会インフラになっているスマートフォンについてはアプリストアなどが寡占的

な状態で、競争制限的な行為によって様々な競争上の問題が生じていると。こういうことを受けて、競争環境を整備することによってスタートアップを含む事業者にとってのビジネス上の制約をなくしたりですとか、それから、アプリストアなどの参入を促していくことによって、イノベーションの活性化、それによって更なるデジタル分野の成長ということを目指していくということを目的としております。さらに、こうしたことによる利益を消費者もしっかり受けられるようにということで、例えば選択肢の拡大ですとか、それから、新しいサービスや、より安い価格でサービスを受けられるような、そういった競争環境を整備していくというものになっております。

法案の概要について2ページを御覧いただければと思います。

こちらの骨子というところにありますますが、まず規制対象に関しては、一番上の丸のところにもありますスマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェアということで、モバイルOS、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン、この四つをこの法案の中では特定ソフトウェアというふうに総称しております、この特定ソフトウェアを提供する事業者のうち一定規模以上の事業を行う者を規制対象事業者として指定するというプロセスがございます。その上で骨子（2）ですけれども、指定をされた事業者に対して一定の行為の禁止、それから、一定の措置を講じることを義務付けるということで、いわゆる事前規制を導入するというものになっております。

さらに、（3）ですけれども、こうした規制の実効性を確保するために課徴金納付命令を含む必要な規定の整備をしているところです。また、（4）にありますますが、施行に関しては一部の規定を除くとありますが、一部の規定というのは先ほどの（1）の指定に関する規定でありまして、こちらは公布後6か月で施行されて、そのほかの事前規制に関わる部分に関しては公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲内で政令で定める日とされております。

この規制の概要についてでありますますが、次の3ページを御覧いただきまして、先ほど冒頭申し上げたスマートフォンをめぐる様々な競争上の問題、これは左側の方に書いてありますが、こうした問題について一つずつ対応

していくための規制を導入するというものになっております。幾つか御紹介させていただきますと、まず一番上の（１）アプリストア間の競争制限、こちらは特に特定のOS提供事業者においては、ほかの事業者がアプリストアを提供できないような制限をしているということもありますので、そういうことを踏まえて法律の中では、この一番上のところにも書いていますように、他の事業者がアプリストアを提供することを妨げてはならないといったような形で、こうした現状の競争制限的な行為を直接的に禁止するような規定を入れているというものになっております。

この法案の中では、併せてセキュリティなどの確保が重要ではないかということで、スマートフォンのユーザーが安心・安全に利用できるようにしていくというような観点も併せて制度上の対応をしているところであります。これは公正取引委員会が昨年２月に公表しました実態調査の中でも、その際に行った消費者アンケートなんかを見ましても、例えば現状ほかのアプリストアを使えないiPhoneのユーザーに対してアンケート調査をやってみますと、かなりの数のユーザーがほかのアプリストアも使ってみたいというようなことを回答している一方で、より安くアプリが買えるならといった選択肢を選択しているユーザーもいる一方で、一番多いのはセキュリティがしっかり確保されているならというようなところを選択しているユーザーが多かったものですから、我々としてもしっかりセキュリティなどを確保しながら、競争を通じて消費者、スマートフォンのユーザーがメリットを享受できるような環境整備をしていくということを基本的なコンセプトとしてこの法案の制度設計をしております。

そういった観点から具体的には一番上の四角の中にも二つ米印がありますが、一つ目の括弧内の米印にありますように、この法案の中ではウェブサイトから直接アプリをダウンロードということまでは求めておりません。これは先ほど冒頭御紹介した欧州のデジタル市場法ではここまで義務が課されておりますが、ウェブサイトから直接アプリをダウンロードするということになると、これは誰も審査をしていないアプリがダウンロードできるということでセキュリティのリスクも高まるおそれがあるということもありますので、この法案の中ではそこまでは求めないということに

しております。加えてもう一つの米印の「ただし」というところになります。この法案の中ではセキュリティやプライバシー、それから、青少年保護などのために必要な措置を講じることができるという規定を併せて置いているところです。これによってセキュリティの確保などをしっかりと図りつつ競争を促していくということで、ほかの下の規定についても同じような正当化事由ということを書いておりますけれども、そういった制度設計をしているものになります。

もう一つだけ御紹介しますと、(3)のデフォルト設定の問題、こちらは冒頭で禁止事項と遵守事項があると申し上げましたが、こちらは遵守事項に関するものでありまして、現状プラットフォーム事業者が自社のサービスをデフォルト設定することによってユーザーはそれを使い続けると、それによって他社のサービスが選択されにくいような状況にありますので、そうした状況を改善していくために、このデフォルト設定についてユーザーが簡単に変更できるようにしなければならないですとか、さらに、ユーザーが自分のニーズに合ったものを選びやすくするように選択画面を表示しなければならないといった義務を併せて導入しているところです。これによってユーザーの選択を通じた競争の促進を図っていくといった制度になっております。

こうした制度の運用について4ページを御覧いただければと思いますが、こちらにもあるように従来の独占禁止法は下のところに記載されているような手続を中心に行ってきたところですが、今回の法案ではその前の段階としまして、指定を受けた事業者ですとか、それから、このプラットフォームを利用してビジネスを行っている、アプリを提供しているアプリ事業者などの関係事業者、ステークホルダーと継続的に対話をしながらこの法律を運用していくといった枠組みとしているところです。

この規制のサイクルがしっかり実効性を発揮するためには、このステークホルダーの参画、つまり我々公正取引委員会の方に情報提供をしていただくといったことが極めて重要だと思っております、この法律の中でも情報提供の仕組みなどについて規定を定めているところです。

それから、こちらでも関係行政機関との連携と書いておりますが、これ

について少しだけ詳しく御説明させていただきますと、次の5ページを御覧いただければと思います。

先ほど申し上げました特にセキュリティ、プライバシー、青少年保護などの観点について②のところにもありますように、関係行政機関としっかり連携しながらこの法案を運用していくということで、法案の中でも公取から関係行政機関に対して意見を求めるといった手続に関する規定を定めているところであります。こうしたセキュリティなどの問題に関して、この知見を有する関係行政機関としっかり連携をしながら進めていくために連携体制なども今後構築していく予定となっております。

最後になりますけれども、冒頭申し上げましたようにこの法律は今国会の方で審議中でありまして、このまま順調に進んで、仮に今国会で成立をしたということになりますと、この2ページの施行期日のところがありますが、改めて今後のスケジュールについてちょっと御案内させていただくと、6月に仮に成立をすると、今年の年末、6か月後ということなので12月に指定に関する規定が施行されまして、その後、公布の日から1年6か月以内ということですので、来年の年末までにはこの規制が本格的にスタートすることになっていくと思っております。法案が成立をした場合には、引き続き関係事業者、それから、関係行政機関などもしっかりコミュニケーションを取りながら施行の準備を進めていくということとしていくところですので。

私の方からの説明は以上になります。

○柳川会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に対する御質問、御意見について事前に登録された方から順次指名させていただきますので、御発言をお願いいたします。また、議題1に入る前に説明のあった内容についてももし御質問、御意見あればお願いいたします。

なお、事前登録以外の方についても御質問、御意見などございましたら、会場にいらっしゃる方は名札を立てる、オンラインの方は挙手ボタンを押していただき御発言希望がある旨をお示しいただければと思います。

それでは、まず土田会員からお願いいたします。

○土田会員 ありがとうございます。

ちょっと専門的な御質問になるかもしれないのですが、幾つかお尋ねさせていただきたいと思います。

三つぐらいお尋ねさせていただければと思うのですが、まずは4ページのところで継続的な対話によるビジネスモデルの改善ということが書かれております。私は、今回の法案はここが一番重要なポイントなのではないか、排除措置命令とか課徴金納付命令とかあるかもしれませんが、それよりも指定事業者との対話によって何か問題の改善とか解決を図る、ここが非常に重要だと思っております。言い換えますと、課徴金納付命令ですとか排除措置命令ですとか、勧告、命令ということが行われるのは本当にラストリゾートといいましょうか、最後の手段であって、ここまで行くケースというのはそんなに多くないのではないかと予測しているところでございます。

それで、一つ具体的にお尋ねしたいのはこういうことでございます。例えば9条に検索結果の表示における自己優遇の禁止というものがございませぬ。これは経産省が所管しておられるデジタルプラットフォーム取引透明化法の方でも同じような、ただ、あちらの方はモニタリング会合でヒアリングをするということですので、そして、最終的に大臣評価を行うということですので、何か自己優遇を禁止するというわけではないわけですね。

私が側聞するところによりますと、デジタルプラットフォーム取引透明化法の運用では確かにいろいろ利用事業者との間で溝が埋まるような形で改善が見られるものもあるけれども、例えば自社優遇のように押し問答で終わっている、一方はあると言ひ、他方はないと言ひって何か押し問答で終わっているようなものもあるとうかがうところでございます。今回の法案は独占禁止法を補完するという意味もあると思ひますけれども、デジタルプラットフォーム取引透明化法で解決できないところを何とかするという意味も私はあるのではないかと思ひているところです。ですので、この自己優遇がもしあるのだとすれば、その解決に向けてこの法案というのは一歩も二歩も前進させる必要があるだろうと思ひます。

そのために、具体的にどういう運用を予定されているのか、ちょっとま

だこれは成立する前の話で恐縮でございますけれども、そのところをお尋ねしたいというふうに思います。例えばグーグルの検索結果の表示におきましてPixelを上位に持ってきている、ほかのスマホの端末は降格させられて2ページ目とか3ページ目とかにしか出てこない、目立つようには表示されないというようなことが、そこまで言うともうはっきりしているということになるのかもしれませんが、そう明々白々たるものはないとすれば、自社優遇の有無をどういう形で確認するのか、あるいはもしあるとしたらどのように解決していこうとされているのかということが一つでございます。

それから、長くなって恐縮ですけれども、2番目は課徴金でございます。今、課徴金はラストリゾートで余り課されるケースはないのではないかと言いましたけれども、条文を見る限りは、やはりよく分からないところがありますので、お尋ねさせていただきたいということでございます。

5条から9条の禁止行為の一部についてだけ課徴金が課されるということで、これはなぜなのだろうかというのが私にはよく分からなかった点です。国会の衆議院のインターネットの録画を1日だけ拝見しました。そこで、一部のものに対してだけ課徴金を課しているのは、不当利得の発生が明確なものだからという答弁があったように記憶しております。

もしそうだとしますと、不当な経済的利得にそこまでこだわらなければいけないのかというのが私にはよく分からないところであります。例えば8条の事業者団体の課徴金に関する最高裁判決ですけれども、課徴金制度というのは、カルテルの摘発に伴う不利益を増大させて、その経済的誘因を小さくし、カルテル予防の効果を強化することを目的として、カルテル禁止の実効性確保のために導入された行政上の措置であって、機動的に発動できるようにしたものであるとされています。私は、77年に課徴金が導入されたときには不当利得を徴収する制度だという説明が前面に出てたけれども、その後は、不当な経済的利得に必ずしも固執せず、一定の課徴金を課すことによって違反を抑止する行政上の措置という側面が強まってきているのだろうなと思っていました。

ところが、2019年の独禁法改正の頃からでしょうか、何か不当な経済的

利得にまたこだわり出したような印象があるのですけれども、それはどうなのか、逆コースではないのかと思います。この法律は私的独占の規制が十分でないとか、手間が掛かる、時間が掛かり過ぎるということを何とか克服しようという補完立法だとしますと、排除型私的独占は一律に課徴金の対象になっているわけですね。不当利得が発生するかどうか微妙なものについても課徴金の対象になっているのだと思うのですが、今回の法案がそうではないというのはどのような理由なのかというのが二つ目の御質問でございます。

最後、手短にお話ししますけれども、デジタル市場競争会議の昨年6月の最終報告では、事前規制と共同規制のポリシーミックスを目指すのだということが書いてありました。事前規制というのは今回の法案だと思いますし、共同規制というのは、典型的に経産省が所管されているデジタルプラットフォーム取引透明化法なのだろうと思うんですね。そのポリシーミックスというのはどういうイメージになるのかというのがよく分からないところでございます。もし公正取引委員会の方でお考えのところがありませんでしたら教えていただければと思います。

すみません、長くなりましたけれども、以上でございます。

○柳川会長 ありがとうございます。

大きく三つありましたので、お答えいただいた方がいいかと思います。よろしく申し上げます。

○稲葉デジタル市場企画調査室長 それでは、1点目の検索結果の自社優遇、これをどう確認・検証していくかという御質問ですけれども、これは事案によっていろいろなやり方があるとは思っております。例えばですけれども、これも前々回の独占禁止懇話会でも少し御紹介させていただきましたが、メディアとプラットフォームの取引をめぐる実態調査においても検索結果について自社優遇が行われていないかということ、データを集めて検証しております。こちらでは大量のインプットをして、そのアウトプットの結果を出して、それで別の検索結果の表示と、それから、もう少し具体的に言うと同じ検索エンジンを用いているヤフーの検索結果とグーグルの検索結果、それを比較して有意な差があるかどうかといったような検証をして

おります。

こうした外部から大量のデータのインプットとアウトプット、これを比較するというようなやり方もあれば、究極的にはアルゴリズムを解析していくといったようなやり方まで様々なやり方があると思っております、いずれにしましても、こうしたデータの解析とか特にアルゴリズムの解析ということになりますと、非常に高度な知見も必要になってくるものですから、そうしたことがしっかりできるような体制の整備というのも併せて重要ではないかと考えているところです。

2点目の課徴金の対象範囲の御質問がありました。こちらに関しては、まず先生おっしゃっていただいたように独禁法もそうですし、今回の新法の中でもこの課徴金の目的に関しては、違反行為を抑止するためのものであって、そのために先ほど判決の内容も御紹介いただきましたけれども、行政上の措置として機動的に発動していくことができるようなものであるということは重要だと考えております。

その上で、今回独禁法を補完する法律という位置づけでもありますので、飽くまでも現行の独占禁止法に定められている課徴金制度と基本的には同じような課徴金制度をこちらの新法でも設けていくということで、今回特に5条から9条までの禁止行為、これを具体的に規定している中で、各行為について不当利得を明確に観念できるかどうかというところで整理しております。特に御指摘のあった9条などとの関係でいいますと、そもそも売上げが立っていないというような場合も多いかと思えますし、仮に売上げがあった場合にもそれが違反行為に係る売上げと明確に観念できるかどうか、そういった問題もあるものですから、今回は、各違反行為との関係で典型的に違反行為による不当利得というのを明確に観念できるものに限って課徴金制度を導入したというものと御理解を頂ければと思います。

最後、ポリシーミックスの御質問がありました。こちらは基本的に事前規制を導入するものですが、先生に御指摘いただいたいわゆる共同規制を導入されているデジタルプラットフォーム取引透明化法に類似する規制というのも幾つか入れているところです。具体的には、この法案の中でいいますと、第10条のデータの関係の開示義務ですとか、それから、第13条の

取引条件などの開示義務、こちらはデジタルプラットフォーム取引透明化法の方でも入っております、それと類似するような規制をこの新法の中にも入れているところです。

なお、1問目の御質問の中でもデジタルプラットフォーム取引透明化法を補完するような効果もあるのではないかと御指摘がございましたが、正にそういったところもあるものでして、一部規制も重複してくるものですから、今後この法律が成立した場合には、アプリストアに関しては規制が重複しておりますので、その部分については新法の下で一元的に対応していく方向で整理をしているところです。

○柳川会長 よろしいでしょうか、土田会員。

○土田会員 すみません、一言だけ。最後の点ですけれども、何か経産省との間で具体的な運用について、ポリシーミックスというような方向を目指して具体的に何か話合いがされているというわけではないということでしょうか。

○稲葉デジタル市場企画調査室長 経済産業省さんとはデジタルプラットフォーム取引透明化法の運用における連携も重要だということで、従前からいろいろなコミュニケーションを取っているところであります、この法律を検討する段階でもいろいろな話をしていますし、今後またこの新法の下で特にアプリストアに関しては一元的にやっていくということもありますので、それに向けて様々な話をしているところではあります。

○土田会員 分かりました。ありがとうございました。

○柳川会長 それでは、事前登録いただきました及川会員、お願いいたします。

○及川会員 ありがとうございます。

4ページにありますように、この法案は規制の実効性の確保の措置というのが大変重要だと思います。この4ページの表にいたしますと、左側の関係事業者からの情報提供あるいは関係行政機関との面的な連携、そして、日本だけじゃなくて諸外国、外国との競争当局との連携、こういったところを充実・強化すればするほど実効性が増すと思っています。そうした中で中小アプリ事業者がこの関係事業者からの情報提供というところの端緒をどうやって増やすのかといったときに、具体的にどのようなことを今考

えていらっしゃるのか、例えばアプリ事業者が相談窓口に行ってそういったところと連携しながら情報提供を豊かにしていくというようなことも考えられているのか、少し御説明いただければ大変有り難いと思います。

以上です。

○稲葉デジタル市場企画調査室長 御質問ありがとうございました。

我々も冒頭の説明で申し上げましたとおり、この法律を実効的に運用していくためには、指定事業者とのコミュニケーションだけではなくて関係事業者、中小事業者も含めて特にアプリを提供されているような事業者から様々な情報提供を頂くということが重要だと思っております。

その上で情報提供をいかに公正取引委員会の方に円滑に行っていただくかという観点で二つ申し上げますと、一つは制度上で対応しているところでありまして、従来の独占禁止法にあります申告のような手続に加えて、公正取引委員会に対して情報提供を行ったことを理由として指定事業者が不当な取扱いを行うことそれ自体をこの法案の中では禁止行為として定めております。当然我々に頂いた情報提供というのは、我々の方で情報の管理を徹底して指定事業者に伝わらないようにするわけですが、そうはいっても指定事業者というのは取引先でもあって、なかなか情報提供するのに躊躇してしまうというような問題もありますし、そういう声も多く聞いておりますものですから、こうした制度上のしっかり担保をして、より情報提供を行っていただきやすい制度としているというのが一つであります。

それから、もう一つ、相談窓口なども考えているのかという質問がありましたけれども、そういった運用も含めて何らかの体制をしっかり構築しまして、しっかり我々の方で情報を受けられるようにするということと、さらには、単に我々の方も受け身で待っているだけではなくて、できるだけより能動的にアプローチをして様々な情報を提供していただけるような、そういった運用をしていければということで今後具体的な方法を考えていきたいというふうに思っております。

○柳川会長 どうもありがとうございます。

それでは、そのほかの方、御意見、御質問ある方は。

お願いいたします。

○田中会員 田中でございます。よろしくお願いいたします。

今回の規制の中核の一つは恐らくいうまでもなくアプリストアについて、自社のものに限定するなど、ほかの事業者が、アプリストアが提供することを妨げないというところだと思いますけれども、一方で、アプリストアというのはビジネスモデル的にいうと、いわゆるツーサイドプラットフォームと言いまして、B to Bのアプリの事業者、それから、B to Cの消費者とそれぞれのプラットフォームを形成しないとできない事業なので、極めてハードルが高い事業なわけですね。そうすると、公正取引委員会としてはアプリストアの新規参入が実際にあり得るのか、そこら辺についてはどのように御覧になられているのでしょうか。

以上です。

○稲葉デジタル市場企画調査室長 ありがとうございます。

この規制と同じような規制は既にヨーロッパ、EUの方では動き出しております。先ほど冒頭御紹介させていただいたデジタル市場法という法律があります。こちらの中でもほかのアプリストアの利用を促進していくような規制というのがありまして、その規制を受けて既にヨーロッパの方では、例えばマイクロソフトですとか、それから、エピックゲームズといったゲームメーカーの大手事業者などがアプリストア事業への参入を表明しているというような状況になっております。

さらに、手数料に関しても現状原則30%というところでプラットフォーム事業者はアプリストアを運営しておりますけれども、例えば12%とか、より低い手数料率でやっていくというようなことも併せて表明をしているところでありまして、こうした形でEUの方では少しずつ動き出しておりますので、日本でも同じような規制を導入することによって様々なアプリストアが、しかも、手数料率の設定も含めていろんな形で参入をしてきて、アプリストア間で競争が促進されていくことを期待しているところです。

○田中会員 追加でよろしいでしょうか。

今、欧州の事例でマイクロソフト、エピックゲームズ等のお話が出ましたけれども、やはり新規参入が非常にハードルが高い事業なので、結果的

に別のデジタルプラットフォームを招くことになるということになると思うんですけども、今はGoogleとAppleしかない中で、ほかのデジタルプラットフォームでも参入があれば望ましいと考えていらっしゃるのか、あるいは恐らくマイクロソフトなんかが新規参入すると別の問題も派生して起こる可能性もあると思うんですけども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○稲葉デジタル市場企画調査室長 まずはプラットフォームかどうかにかかわらず新規参入が進んでいくことで、現状特にiPhoneの方ではほかのアプリストアの提供というのが制限をされていて、全く競争がない状況ですので、そこに競争が生まれていくということは重要だと思っています。

さらに、現状小売店でいうとデパートみたいにいろいろな種類のアプリを取りそろえているプラットフォームがアプリストアのビジネスをやっていますけれども、そういったところだけでなく、例えば一部の子供向けですとか、それから、例えば高齢者向けとかいろんな専門的なアプリを扱うような、そういったストアが出てくるというようなことも含めて、いろいろなストアの運営の在り方というのはあると思いますので、そういう意味で多様なアプリストアが参入して、そこで競争が行われていくということが重要なのではないかとこのように考えているところです。

○柳川会長 ありがとうございます。

それでは、武田邦宣会員。

○武田（邦）会員 どうも御説明ありがとうございました。

この法案に載っております禁止事項でありますとか遵守事項の多くは、先ほど土田会員からも言及がありましたけれども、デジタルプラットフォーム取引透明化法の運用で問題とされた事項が多いと思います。そして、デジタルプラットフォーム取引透明化法につきましては、その運用によって改善された事項も多いと感じておりますけれども、先ほどの話にありましたように、いわゆる押し問答になるというような事項、論点もあったと思います。そのような状況で、今回、特定の行為等を禁止事項等として法定した上で、事業者側が正当化事由を示し得るという形で整理されたことは適切であると思います。

その上で、このような立て付けに関しまして一言申し上げたいと思います。冒頭で言及のありました先行するEUのDMA、また、UKの法律でありますけれども、その比較法研究が進み始めているところでもあります。一方で、EU型の画一的な規制を評価する意見がある一方で、消費者の利益の観点からSMS事業者に課された行為規範からの適用除外を認めるというUKの法律を評価するという意見もあるようです。このような比較法研究からしますと、この法律ができた後重要となるのは、正当化事由をどのように認めていくのかということになると思います。この正当化事由がどのように理解されるのかということについて関心を持っておりますので、この点、公正取引委員会としても十分慎重に検討を進めていただきたいと思います。

全体としまして、先行する欧州・UK等の動きを見ながら、我が国における関連する諸規定の整備でありますとか成立後の適切な法執行に期待するところが大きいところでございます。

○稲葉デジタル市場企画調査室長 ありがとうございます。

正に我々も同じ思いでありまして、この正当化事由については、まず前提として正当化事由に関しては、法律の中ではセキュリティ、プライバシー、青少年保護、それに加えて政令で定める目的についても必要な措置を講じることができると、そういった制度になっております。こうした政令で何を定めるのか、それから、セキュリティなどに関しても具体的に正に先生から御指摘あったように、どういった場合に認められるのか、認められないのか、そうした具体的な考え方については今後関係省庁とも連携をしながらガイドラインを策定するというところで考え方の明確化を図っていきたいと考えているところでして、その過程では今御指摘のあったような欧州・イギリスなど先行している諸外国の状況もよく見ながら具体的な考え方の検討を進めていきたいと、このように考えているところです。

○柳川会長 そのほか、何かございますでしょうか。オンラインの方もよろしいでしょうか。

手を挙げていらっしゃいます。河野会員、お願いいたします。

○河野会員 河野でございます。

御説明ありがとうございました。我が国においてもスマートフォンとそれに付随するアプリストアに関して、このような規制の方向性が明確になって今後の法益がしっかりと実現することを期待したいと思っております。

それで、今後に向けてなんですけれども、当然のことながら行政の役割、それから、事業者さんが今後どうすべきかというのは十分理解したところなんですけれども、やはりこういったものというのは既に何百万人もいるユーザーのデジタルリテラシーのところにもそれなりに働きかけていかないと、規制の方だけ進んでもやはり使う側がそういった実情に対して余り理解が進んでいないともったいないのかなと思っております。

それでお聞きしたいのは、今後セキュリティ確保等に関してはガイドラインを策定されるということですが、こういった法律が今後できるということ、それから、それに対してユーザー側がどのように対応していくのがいいのかというふうなユーザーのリテラシーを向上する方策といましようか、何か見通しがあれば教えていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○稲葉デジタル市場企画調査室長 ありがとうございます。

我々もこの法案をしっかりと実効的に運用していく上では、先ほど申し上げたようにユーザーの選択を通じた競争がしっかり促進されていくということが重要だと思っておりますし、更にそれに加えて、スマートフォンのユーザーの安心・安全をしっかりと確保しながら競争環境を整備していくということが重要だと思っておりますので、今御指摘いただきましたようにユーザーの方たちに向けてもしっかり周知活動などをしながら、この法律の準備を進めていきたいというふうに思っています。更に具体的に申し上げますと、この法律を運用していく上でもセキュリティなどの問題に関して、例えば新しく参入してきたアプリストアが具体的にどういったセキュリティ上の措置を講じているかですとか、また、セキュリティ上の何か問題が生じてしまった、セキュリティインシデントのようなものが生じてしまったというときに、それをユーザーに対して適切に届けていくということもまた重要だと思っておりますので、そうした消費者の方々に対する情報提供の在り方というものも関係省庁ともしっかり連携をしながら、

今後検討していきたいというふうを考えているところです。

○河野会員 ありがとうございました。

○柳川会長 それでは、続きまして、オンラインから川濱会員、お願いいたします。

○川濱会員 どうもありがとうございます。

まず、最終報告が出てから1年以内で複雑な問題に関してこのような法案が通ったことを高く評価するということでお礼を申し上げたいと思います。その上で、既に土田会員や武田会員からも御指摘があったように4番目の論点、規制の実効性確保のための措置の問題の継続的なコミュニケーションを通じた競争環境の整備の重要性という点に関してコメントをさせていただきます。

これが重要なのは一つには、ここで競争問題をもたらしている規制環境においては情報が圧倒的にデジタルプラットフォーム事業者側に偏っていて、通常の一般的な調査などでは対処が困難な状況にあることです。これは日本だけではなくてEU、UK、それから、アメリカにおいても既に指摘されているところです。

先ほどから話題になっておりました事前規制とのベストミックスとしての共同規制をどう捉えるかということですが、別に開示型規制だけが共同規制というわけではなくて、このようなコミュニケーションを通じた上で相手方に妥当な解決策を提示させるということが鍵だということです。これは従来のように当局主導で規制しようにも、情報が偏在するがゆえに一定の事項に関して規制状況の監視を通じて更に詰めるべきことがあるため、今回の新法の特徴であるデジタルプラットフォーム事業者側の方の説明責任というのは、それを通じて事態を解明させ、それが不十分な場合には初めて要するに本格的な審査に入っていくというような立て付けになっているものと理解しております。

その上での問題なのですが、これは規制対象との情報の非対称性等に応じた上で規制側の方をサポートするための仕組みと言えますが、それにもかかわらずこれはかなり規制側の力量が試される分野です。これから公正取引委員会の活躍に懸かっているんだろうと思います。と同時に、これをするために公取頑張れというだけではなく、十分に公正取引委員会

にリソースが与えられないことには運用ができないことも確かです。今後このために国がリソースを十分に割くようにすべきだということも大方の一致するところだろうと思います。

したがって、今後この公正取引委員会に対して、この面に関するリソースを十分に割くように政府が対応することが重要なものではないかなという意見だけ申し上げて、私のコメントを終わらせていただきます。

○柳川会長 ありがとうございます。よろしいですか、一言。

○稲葉デジタル市場企画調査室長 ありがとうございます。

我々としみしても、そういった御支援の声に後押しいただきながら、この法律を実効的に運用していくためにリソース、これは量だけでなく質的な面も含めてしっかり体制の強化をしていく必要があると思っておりますので、引き続きそういった御支援を頂けると有り難いというふうに思っております。

○柳川会長 ありがとうございます。

それでは、時間になりましたので、次の議題に移りたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

令和5年度における下請法の運用状況及び中小事業者等の取引公正化に向けた取組について、亀井企業取引課長、藤谷下請取引調査室長、武田フリーランス取引適正化室長から御説明をお願いいたします。

○藤谷下請取引調査室長 御紹介にあずかりました下請取引調査室長の藤谷でございます。

では、私の方からは令和5年度における下請法の運用状況について御説明をしたいと思います。

まず、1枚めくっていただきまして、最初のページ、スライド番号でいうと、右下の番号でいうと2ページ目でございますけれども、令和5年度の下請法執行のサマリーであります。勧告件数13件ということで、直近10年程度で見ると最多の件数になっています。この件数の中には、金型の無償保管の事案だけで3件含まれていまして、そういったところについてこれまで余り経験のなかったところについて勧告を行うということを取り組んでいった結果、こういった数字になったのではないかと考えています。

2点目ですけれども、昨今、価格転嫁という文脈で政策的な要請が強くなっている中で、令和5年度においては日産自動車による減額事件で総額30億円の不利益を返還するという事件がありました。そういったサプライチェーン全体における価格転嫁などについて重要な勧告を行うことができたということが一つの成果として取り上げられるのではないかと考えております。

では、次のスライドですが、下請取引においては下請事業者がなかなか自ら声を上げることが難しいという、そういった特徴もございますので、公正取引委員会の方から発注者側の親事業者、そして、そこにひもづく下請事業者に対して調査票を送って、こちらから情報を取りに行くということをやっております。近年そういった価格転嫁の要請が強いということも踏まえて調査の数を増やしております、令和4年度は41万件という数をやっております。

次ですが、このような定期調査だけではなく様々な情報源があり得るわけですけれども、そういったものを端緒として調査を行った結果、右の方の処理件数というところですが、勧告や指導に至った案件というのが昨年に引き続き8,000件を超えるような高水準で依然として推移しているということがいえます。

めくっていただきまして、これが棒グラフにしたものですが、先ほど申しましたように勧告についてはここ10年ほどで見て最も多い件数になったということと、その下の緑色の棒グラフですが、指導の件数につきましても、令和4年度はこれまでで最多の数だったわけですが、令和5年度についてもそれに次ぐ数字ということで、依然として高水準で推移しているということがいえます。

1枚めくっていただきまして、このスライドと次のスライドが主な勧告事件について紹介しているものです。最初の1ポツ目で上げている価格転嫁に関連するものというのは、例えば日産の事件です。割戻金という名目で30億円の下請代金を減額していたということが問題になりました。

2ポツ目が金型に関連するものということで、金型を下請事業者に保管させていて、その金型を使用して作る部品の製造が終わった後も、次の発

注が見通せなくなっているような状況の中で無償で保管させていたというような事件が3件勧告になっております。

次のスライドにいていただきまして、3ポツ目はこれも一つ新しい事件でありまして、発注取消しに関するものです。これは「不当な給付内容の変更」という違反類型ですが、この違反類型が平成15年改正で導入されて以来、これに違反するとして勧告となった事件はなかったところ、この事件では発注を取り消したにもかかわらずそれにより下請事業者が生じた費用を払っていなかったという行為について、この類型に該当し違反と認定し、勧告初事例ということになりました。

4ポツ目はビッグモーターの事件ですが、これは違反が多岐にわたっていた事件ですが、勧告において、窓口を設置して自分から下請事業者に対して取引上の問題点を照会することを求めるなど、新しい処理の仕方をした事件になります。

次のスライドとその次のスライドについては、業種や行為類型についてのまとめでありまして、この辺りの傾向については例年と変わりはありません。

スライド10ページ目には、原状回復について記載しています。下請法の執行としては、違反が認定されて下請事業者に不利益が生じているということであれば、それを回復してくださいということを勧告なり指導なりするわけですけれども、令和4年度は1件で30億という事案がありましたので、グラフが少し突出しています。ここには過去5年分載せていますが、令和元年度も同様でありまして、1件で20数億という事案がありましたので少し伸びていますが、そのように大きな事案があれば伸びますが、例年はこのようなものであるということでございます。原状回復を行った親事業者数・下請事業者数については、コロナ後は横ばいで推移しているということがいえます。

最後のページです。運用状況の最後のページ、11ページ目ですけれども、自発的申出という制度、これは運用上の制度ですけれども、当委員会のホームページで公表しておりまして、公取委が調査に入る前に自ら自分の違反行為を確認して、原状回復等を行って公取委に申し出れば勧告・公表の

措置は取らないという運用をしております。これも是非事業者さんには利用いただいて、自ら下請法に関するコンプライアンス体制を整えていただきたいと考えています。

下請取引調査室からは以上です。

○亀井企業取引課長 続きます、中小企業者等の取引公正化に向けた取組ということで、企業取引課長の亀井の方から御説明させていただきたいと思っております。ページをおめくりいただきまして、13ページをお願いいたします。

まず一つ目は、前回も御説明したかもしれませんが、今価格転嫁を基本的に後押しするという取組を進めておりまして、とりわけ原材料やエネルギーと比べても労務費の転嫁がなかなか進みづらいというような実態があるということですので、昨年の11月に労務費の適切な転嫁のための指針ということをお示ししております。なぜ転嫁がしにくいのかということをいろいろ調査しておりますと、会社の中で調達担当者の方がなかなか交渉に応じてくれないというような実態があるというようなお話が見えてきているということですので、例えば経営トップがしっかりコミットをして、それを社内にも指示を出し、対外的にも表明するといったような方針だとか、あと、実際に価格交渉の際に事細かにエビデンスを詰められると、なので、交渉を諦めてしまうというような実態があるということもございましたので、極力そういう場合には公表資料に基づいて交渉してくださいというようなことを指針の中で定めております。

これは指針に定めただけでは道半ばでございまして、これは実際に使われなくては意味がないということで、この指針を周知徹底ということ、これは公取委もやっておりますけれども、内閣官房を中心に各省庁連携して各地方で御説明をしているということもございます。実際これが活用されているかどうかというのは各省庁もフォローアップをしていくということになっておりますけれども、公正取引委員会としても調査書を発送してフォローアップのための特別調査を実施していくということで、このフォローアップのための特別調査は本日発送いたします。結果的に何か問題があるということであれば、独禁法、下請法に基づいて厳正に対処してまいるということでございます。

二つ目が昨年の特別調査の結果でございます。緊急調査に引き続きまして、昨年も価格転嫁の状況をチェックするという事で、発注者8,175社に対して注意喚起文書を送付いたしております。その前の年が4,030社でしたので、数自身は増えておりますけれども、調査対象を増やしたということでポイントは4.1ポイント減少しているという状況でございます。全体としては、価格転嫁の動きというものは出てきているのだろうなと受け止めておりますけれども、まだ道半ばというふうにも考えております。

また、今年の3月15日に多数の事業者から価格の交渉に応じてもらえないんだというようなお名前が挙がった事業者で、実際に発注者側にも事実確認をした上でそういった事実が確認されたという事業者についても、今年10名でしたけれども、事業者名も公表するという事としております。

(3)は今御紹介させていただきました下請法の執行ということで、ここも引き続き取り組んでいるところということでございます。

次のページをお願いします。

幾つか下請法の運用のルールを見直したものがございますので、二つほど御紹介をさせていただきたいと思っております。

一つ目が約束手形の取扱いでして、下請法はものを受け取ってから60日以内に代金を払いなさいというのが基本的なルールでございますけれども、その支払の方法として約束手形で払うことも認められているというのが現状でございます。昭和41年以降、この約束手形の支払サイトを繊維産業は90、その他産業は120というふうなルールで、これを超えるものは割引困難手形に該当し得るということで指導をしてきたという実態がありましたけれども、これを業種を問わずに60日というふうに短縮するということを決意いたしまして、今年の11月1日以降に支払サイトを60日超えるという長期の手形については割引困難手形に該当するおそれがあるものとして指導するという事としたいと思っております。

15ページをお願いいたします。

もう一つは買ったときの基準に関わる問題でございます。昨今コストが著しく上昇している局面で、ただ価格が据え置かれるということについて、買ったときとしてどういうふうに明確化するかというのが問題になってお

りまして、16ページの新旧対照表がございますけれども、特にイです。主なコストが著しく上昇しているということが公表資料から把握することができる場合において、しかし、下請代金は据え置かれているといったこと、そういうような場合に当たればこれは買ったときに該当し得るという旨を明確化しております。今年の5月27日に公表させていただきまして、即日運用するという事としております。

17ページ、18ページ目に御紹介させていただきましたのは、労務費の指針の概要でございます。

私からの説明は以上です。

○武田フリーランス取引適正化室長 続きまして、フリーランス取引適正化室長の武田でございます。

私の方からは特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律、いわゆるフリーランス法の施行に向けた準備状況について御報告させていただきます。

資料20ページになりますけれども、フリーランス法は発注者とフリーランスとの間の取引の適正化、フリーランスの就業環境の整備に関する各種の規定の方が盛り込まれているものでございますが、本法は本年11月1日に施行することとなっております。現在、各省庁とも連携して円滑な施行に向けて準備の方を進めているところでございます。

資料の1、下位法令等の整備についてでございます。まず、政令や規則の策定に当たって検討会を開催して議論の方を行っていただいていたところでございます。その際には、本会の会員である大阪大学の武田邦宣先生には座長として、及川会員、鹿野会員には検討会委員として大変お世話になりました。ありがとうございました。

検討会ですけれども、昨年8月から本年12月までの間に短期間で集中的な議論の方を行っていただきました結果、本年1月19日に報告書が公表されたところでございます。その検討会での議論、報告書の内容も踏まえまして、本法の政令、規則、ガイドラインの原案を作成し、パブリックコメントを経た上で本年5月31日に本法の政令などの成案を公表したところでございます。

続きまして、2の周知・広報でございます。施行日が決まりまして、下位法令が決まった現在、本法の施行準備に当たってはこの周知・広報が最も重要であると考えております。パンフレットやポスターを作ったりですとか、全国での説明会を開催するといったよくある手法による取組は引き続き行っていきたいと考えておりますけれども、全国に462万人いるとされるフリーランス、そして、そのフリーランスと取引をされる発注事業者の皆様のためにできる限り裾野を広げまして、これまでにない周知・広報の取組の方が必要不可欠であると考えております。そのため、現在、職員自ら出演するような形で、短い時間で分かりやすくフリーランス法のポイントを説明するようなYouTubeの動画を作成して公開するといった、公取にはこれまでなかったような取組の方も行っております。会員の皆様におかれましても、是非よろしければ御視聴を頂いて拡散などしていただければ幸いです。

また、3の体制整備ですけれども、本年の4月からフリーランス取引適正化室が設置されたところでございます。11月1日の施行の後にはフリーランス法の執行をもちろん行っていくこととなりますので、施行後は迅速かつ厳正に執行の方ができるように、その必要な準備や体制の整備も進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○柳川会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関する御質問、御意見についてありましたら札を立てていただき、挙手ボタンを押していただく等していただければと思いますが、いかがでしょうか。

及川会員、どうぞ。

○及川会員 20ページのフリーランス法の施行日が11月1日にはっきり決まりました。

公布のときにも集中的に広報してまいりましたけれども、この11月1日が施行されますということで改めて中小事業者の方に広報してまいりたいと思っております。11月が下請取引適正化推進月間でございますので、是非下請法とともにこのフリーランス新法を広報していただくことが効果的だと考えております。と申しますのも、中小・小規模事業者が発注側に回り

ますので、そういった認識は今御説明の Y o u T u b e の方にワントークで、ワンフレーズで大変分かりやすく広報していただいて大変有り難いと思って、いろんなところで紹介をして私自身も拝見させていただいておりますけれども、こういった手法は大変中小企業にとって分かりやすいということで、そういう声も聞いております。是非11月1日に向けて、このフリーランス取引適正化室も新設されましたので、是非引き続き広報の方を強化していただけますようお願い申し上げます。

以上です。

○武田フリーランス取引適正化室長 及川会員、ありがとうございます。

中小企業の団体の皆様の方にこれまでも周知・広報に御協力を頂きまして、本当にありがとうございます。御指摘のとおり、なかなかフリーランス法の名前は聞いていても中身まではという方々がいらっしゃるのが現実だというふうにも我々は受け止めておりますので、御指摘いただいたような下請法との周知・広報の連携も含めた対応も含めて、しっかり広報の方を引き続き我々も行っていきたいと思っております。引き続き御協力の方をよろしくお願いいたします。

○柳川会長 どうぞよろしくお願ひいたします。

○由布会員 どうも今日は御説明ありがとうございました。

私の方もフリーランス法の広報について一言、下請法でタクシー広告を一瞬出されたかと思いましたが、あれは大変いいなと思えました。というのは、いわゆる下請の事業者だけではなくて、その下請さんを使う方の企業の方、社用なのでよくタクシーを使うときにタクシー広告というのは有無を言わず見なきゃいけないというのがありまして、そんな問題があるんですかという問題を周知する上では大変にインパクトがあるなと思って見ておりました。

このフリーランスについても、Y o u T u b e とか S N S ではフリーランス、お一人でやられている若い方にとっては周知徹底するいい方法ですが、そのフリーランスを使う立場の割と大きな企業の比較的年齢の高い方が余り熱心に Y o u T u b e を見たり S N S をやったりということは少ないだろうと思っておりますので、やはりちょっと仕事の都合で使ったタク

シーの中にそういう公告が流れると、うちは大丈夫かみたいな発想にもなると思いますので、フリーランスの方だけではなくて、そのフリーランスを使う立場の人たちにもうまく周知徹底ができるようお願いいたします。

以上です。

○武田フリーランス取引適正化室長 ありがとうございます。

タクシー広告という広告の手法についても御示唆の方を頂きまして、ありがとうございます。御指摘のとおりフリーランスの方への広報と同時に、やっぱり発注する側の方への法律をちゃんと守っていただくという点での周知・広報の方も極めて重要だと思っております。今御指摘頂いたタクシー広告が直ちにできるかという点、ちょっとすぐにはここで確約はできないんですけども、それ以外にも当然YouTubeとかSNSとかを使った以外の幅広に広報の方は行っていきたいというふうに考えておりました。頂いた御意見も参考にしながら引き続き広報の手法の方を考えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○柳川会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

オンラインで御参加の方もよろしいでしょうか。大丈夫ですかね。

それでは、次の議題に移りたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題です。令和5年度における独占禁止法違反事件の処理状況について、堀内管理企画課長から御説明をお願いいたします。

○堀内管理企画課長 管理企画課長の堀内と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、私の方からは令和5年度における独占禁止法違反事件の処理状況について、右肩に資料1と書いてある資料に基づきまして説明をさせていただきます。

1ページをまず御覧いただければと思います。

令和5年度の特徴として3点を挙げております。1点目はエネルギー分野等規制改革が進められてきた分野の事案への対処、具体的には中部地方における大口需要家向け都市ガス供給をめぐる受注調整事案への厳正な対

処、漁業協同組合が関係する水産物の取引への不公正な取引方法の初の法的措置の適用を行ったところでございます。

2点目はデジタル分野や新たなビジネス分野への対応ということで、具体的にはグーグルらによる独占禁止法違反被疑行為に対する審査の開始、また、婚活ビジネス分野における取引慣行への法的措置の適用を行ったところでございます。

3点目は中小事業者等に不当な不利益を与える行為への対処ということで、具体的には大規模小売業者による納入業者に対する優越的地位の濫用事案への積極的対応のほか、インボイス制度の実施や急激なコスト上昇に伴う価格転嫁に関連して発注サイドの事業者による中小事業者等に不当に不利益を与える行為に迅速に対処したということでございます。

1ページめくっていただきまして、こちらでは審査事件の概況ということでまとめてございます。

法的措置の件数とか課徴金額についてまとめてございますけれども、まず左上の図表を見ていただきますと、令和5年度におきましては9件の法的措置を取っております。行為類型で申しますと、価格カルテルが1件、入札談合が2件、受注調整が1件、不公正な取引方法が5件となっております。

次に、右上の図表を見ていただきますと、令和5年度において15件の措置公表を行っておりますけれども、内訳は排除措置命令が4件、確約計画の認定が5件、警告が3件、注意・打切りが3件となっております。

次に、左下の図表を見ていただきますと、令和5年度の課徴金額は約2.2億円となっております。これは令和4年度と比較すると減っておりますが、令和4年度は電力カルテルの課徴金があったため大きな金額となっております。

次に、3ページを御覧いただければと思います。

社会的ニーズに対応した多様な事件に対処しているということで、実際に令和5年度に公表した事案におきまして、違反被疑行為の対象となった商品・役務にどのようなものがあったかについてまとめてございます。令和5年度におきましては、結婚相談所連盟の運営事業者と結婚相談所の運

営事業者との取引、興行会社と配給会社との映画作品の上映をめぐる取引、漁業協同組合と生産者との水産物の取引につきまして初めて法的措置を採りました。

次に、4ページを御覧ください。

入札談合・カルテル事案への厳正な対処ということで、令和5年度におきましては4件の事案に対して法的措置を採っております。具体的には、1件目が高知県が発注する地質調査業務の入札談合、2件目が東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせにおける受注調整、3件目が国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札談合、4件目が木工用ドリルの製造販売業者の価格カルテルであり、それぞれ法的措置を採っております。

なお、この4事件におきましては事業者への実態解明への協力度合いに応じて減算率を適用するという調査協力減算制度が適用されております。

次に、5ページから6ページを御覧いただければと思います。

令和5年度におきましては5件の事例について確約手続で処理をしております。5事例のうち、ダイコクに対する件と東京インテリア家具に対する件は優越的地位の濫用の被疑事案ということで、ダイコク及び東京インテリア家具から納入業者における金銭的な価値を回復することを内容とする確約計画が提出され、公正取引委員会がこれを認定しております。

なお、確約手続につきましては平成30年12月から運用が開始されておられるわけですが、令和6年5月時点で19件の確約計画が認定されているところでございます。

次に、7ページを御覧いただければと思います。

実態調査等のアドボカシーとエンフォースメントの連携ということでございます。二つほどありますけれども、一つ目はみずほ証券株式会社に対する注意です。この事例は令和4年1月に公表した実態調査報告書におきまして、優越的地位にある主幹事が一方的に公開価格を設定するなどして主幹事業務の取引を実施し、新規上場会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えたと認められる場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある旨指摘していたわけでございますけれども、この考え方を受けまし

て審査を行い、注意に至ったというものでございます。

次に、グーグルらによる独占禁止違反被疑行為に関する審査の開始についてです。こちらは、令和5年1月に公表した実態調査報告書におきまして、モバイルOSの提供事業者によるアプリのプリインストール・デフォルト設定等につきまして独占禁止法上問題になる場合についての考え方を明らかにしておりました。グーグルらによる独占禁止違反被疑行為に対する審査は、この実態調査で示された考え方を踏まえて開始したものでございます。

また、このグーグルらによる独占禁止違反被疑行為に対する審査開始の公表につきましては、個別事件の審査の初期段階において初めて実施したものでございます。これは令和4年6月に、ビジネスモデルが公知の事実となっているデジタルプラットフォーム事業者による事件等について、情報収集を効率的・効果的に行う必要がある場合には、公表に伴う審査活動への影響も慎重に比較衡量した上で、審査の初期段階であっても事案の概要を公表し、広く第三者から情報・意見を募集するとの方針を受けた取組ということになります。

次に、8ページを御覧ください。

規制改革分野における取組でございますけれども、規制改革分野におきましては、規制改革が目的とした公正な競争が行われるということが重要であるわけでございますけれども、この趣旨を損なうような競争制限行為には独占禁止法に基づきまして厳正に対処する必要がある場合がございます。令和5年度におきましては、電力・都市ガス分野において東邦瓦斯供給区域における大口都市ガスの受注調整等に対して措置を採るとともに、漁協・農協分野におきましても、福岡有明海の漁連に対して確約計画の認定の措置を採るなどの対応を行っております。その他、農業協同組合の行為につきましても注意の措置を採っているというところでございます。

次に、9ページを御覧ください。

中小事業者等に不利益を与える行為への対応ということで、優越的地位の濫用への取組についてまとめてございます。令和5年度におきましては、先ほど御説明しましたダイコクと東京インテリア家具に対して確約計画を

認定したほか、優越的地位の濫用事案を迅速に処理するという目的で審査局に設置されております優越タスクフォースにおきまして、大規模小売業者による納入業者に対する不当な要請、また、荷主による運送業者に対する不当な要請、インボイス制度の実施に関連した事案、さらには、昨今の急激なコスト上昇を受けた価格転嫁に関連した事案につきまして、計67件の注意を行っております。

10ページを御覧いただきまして、実際どういった事案について注意を行ったか二つほど御紹介いたします。

二つ目の事例を御覧ください。この事例では、荷主が運送業務を委託する物流事業者に対しまして、発注内容に含まれていない荷下ろし等を行わせていたにもかかわらず、必要な費用を支払っていなかったということで注意を行っております。

次に、四つ目の事例でございますけれども、この事例では取引先の中小事業者からコスト上昇による取引価格の引上げの要請があったわけでございますけれども、一部の品目の引上げにしか応じない、また、交渉に応じず従来どおりの取引価格を据え置くなど、一方的に取引条件を設定している疑いがあったということで、織物卸売業者に対して注意を行っております。

最後でございます。11ページを御覧いただければと思います。不当廉売への取組ということでまとめてございます。

令和5年度におきましては、土浦市においてガソリンスタンドを運営する事業者に対しまして、周辺の販売事業者への事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いがあるということで警告を行ったほか、計317件の注意を行っております。317件の注意のうち、石油製品に係る注意が233件と最も多くなっております。

以上、簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

○柳川会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対する御質問、御意見について、名札を立てていただくあるいは挙手ボタンを押していただければと思います。いかがでしょうか。

いかがですか。

○武田（邦）会員 御説明どうもありがとうございました。電力・都市ガス分野の東邦瓦斯の事例を見まして一言感想を申したいと思います。

電力やガスの自由化につきましては、経済産業省で制度設計がなされているところでありますけれども、そのきっかけの幾つかは公正取引委員会にてこのように事件として出てきたものであると思います。そういう意味で、この都市ガスの事案というものも、エネルギー産業における競争政策を実現していく上で大変重要な案件になっていくであろうと思うところがあります。引き続き、電力や都市ガス分野における法執行を適正に行っていただきたいと思います。

○堀内管理企画課長 おっしゃるとおり、引き続き私どもも、電力・都市ガス分野における競争制限行為に対して注視していきたいと考えております。

○柳川会長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいですかね。

案件の御報告ということですので、よろしいですか。

では、無理して時間を延ばしてもあれですけれども。

由布先生、どうぞ。

○由布会員 どうも御説明ありがとうございました。

ちょっと興味で聞くのですけれども、このレジュメではなくて資料2の方の5ページですか、課徴金減免申請件数の推移という数字が出ていますけれども、何かすごく年度によってばらつきが大きいような気がしますけれども、これは何か理由があるのでしょうか。

○堀内管理企画課長 課徴金減免申請件数の推移については、課徴金減免の制度が施行されて以来、件数としては令和5年度が最高になるのですけれども、なかなかこういった要因でこれが増えたかどうかを特定するのが難しいところがあり、一義的に申し上げることは難しいと考えております。

○柳川会長 ありがとうございます。よろしいですかね。

僕も含めて、個別のところをいろいろ聞き出すといっぱい質問することがあると思うのですけれども、ちょっと余り全体の案件の状況の御説明ですので、個別のところには深掘りをしてもなというところだろうと思います。よろしいですかね。

それでは、どうもありがとうございました。

それでは、本日の討議はこの辺りで終了させていただきたいと思います。

最後に、古谷委員長から御発言を頂きたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

○古谷委員長 本日も柳川会長以下多くの会員の皆さんから大変貴重な御意見や御助言を頂きまして、ありがとうございました。

最初の議題にありましたスマートフォンのソフトウェアに関する競争促進法については、今週、来週で参議院の審議が予定されておりますので、今国会会期は残り少ないですけれども、何とか今国会中に成立をさせたいということで今頑張っております。法案が成立した後の新しい法律の執行、運用に関していろんな御意見、御助言を頂き、また、経産省のデジタルプラットフォーム取引透明化法との関係についても幾つか御質問を頂いたように思います。法案は、これまでの独禁法と同じ命令などの強制的な措置の前に対話型、継続的なコミュニケーション型の規制手法を入れていこうという二段構えになっています。デジタルプラットフォーム取引透明化法でのいろんな議論を踏まえて私どもにもデジタルプラットフォーム取引透明化法的なある意味でアジャイルなマルチステークホルダー参加型の対話型の規制を入れていこうということなのでありますけれども、これがうまくいくかどうかは公正取引委員会にとってもかなりチャレンジングな課題ではありまして、何よりもやはり関係するステークホルダーの方からの情報提供がいろいろと行われていくということが大変大事だというふうに思っておりますので、そこはよろしくお願いをしたいなという感じがしております。

さらに、2番目でお聞きいただいた価格転嫁の問題もこのところ、御承知のように適正な価格転嫁を正常な商慣習としてサプライチェーン全体に定着をさせていくということが政権の大きな政策課題になっている中で、公正取引委員会もいろんな御意見は頂いておりますが、企業名の公表ですとか「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」ですとか、従来にないような取組もやりながら取り組んでいるところではあります。それに加えて、先日、自民党・与党の方から下請法の更なる執行強化とか下

請法自体の改正を検討できないのかとか、そういうかなり意欲的な提言みたいなものも岸田総理のところ届けられるといったようなことも起きていますので、こっちの分野でもいろいろこれから公正取引委員会が取り組まなきゃいけないことがまた広がってくる可能性がございます。

そういう中で、デジタル分野の規制も価格転嫁といった問題に関しましても、やはり御意見も頂きましたけれども、公正取引委員会として事務総局の体制を質的にも量的にも充実していかなきゃいけないということで、またこれにも取り組んでいかなければいけないような局面がございますので、懇談会の皆さんにも是非引き続き御支援を頂けると有り難いなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。今日はありがとうございました。

○柳川会長 どうもありがとうございました。今日の全体の議論を伺っていても、やっぱり体制強化というのが非常に重要な局面になってきているのかなというのを改めて感じた次第でございます。

それでは、今回はこれにて閉会とさせていただきます。

本日も長時間にわたり御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

なお、次回会合については10月下旬から11月上旬頃の開催を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。